

伊丹市立市民まちづくりプラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により伊丹市立市民まちづくりプラザの指定管理者を下記のとおり指定するので，同条第 6 項の規定により，議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 宝塚市栄町 2 丁目 1 番 1 号

名 称 特定非営利活動法人宝塚 N P O センター

代表者 理事長 中山 光子

2 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設立日

平成 1 1 年 9 月 1 日

2 資産の総額

5 5 , 0 5 7 , 2 0 6 円

3 構成員数

役員数 1 0 名 (理事 8 名, 監事 2 名)

職員数 2 4 名

会員数 1 8 5 名 (正会員 8 5 名, 賛助会員 1 0 0 名)

4 目的

市民活動及び市民活動団体の自立・発展, 市民事業の円滑な運営のためのさまざまな支援を行うことによって市民セクターの確立をうながし, さらに N P O ・行政・企業との健全で対等なパートナーシップを築き, だれもが安全に安心してくらせる市民社会の実現に寄与すること。

5 特定非営利活動の種類

- (1) 保健, 医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡,

助言又は援助の活動

6 特定非営利活動に係る事業の種類

- (1) 啓発事業
- (2) 中間支援組織の育成事業
- (3) ネットワーク事業
- (4) 市民活動促進支援事業
- (5) N P O 法人・コミュニティビジネスの起業・運営・人材育成
支援事業
- (6) 職業紹介事業
- (7) 若者・子ども応援事業
- (8) インキュベーション事業
- (9) 居住支援事業